

特別養護老人ホーム 江古田の森 短期入所サービス利用料金

平成30年4月1日

【一般 第4段階】

	1日					
	サービス利用料金 (1割負担の場合)	サービス利用料金 (2割負担の場合)	食事代	居住費	計(3食) 1割負担の場合	計(3食) 2割負担の場合
要介護1	757	1,514	朝:400	1,970	4,227	4,984
要介護2	832	1,663	昼:700		4,302	5,133
要介護3	913	1,825	夕:400		4,383	5,295
要介護4	987	1,974	1日 1500		4,457	5,424
要介護5	1,062	2,123			4,532	5,593

【第3段階】

	1日					
	サービス利用料金 (1割負担の場合)	サービス利用料金 (2割負担の場合)	食事代 (1日の限度額)	居住費 (1日の限度額)	計 (3食)	計(3食) 2割負担の場合
要介護1	757	/	朝:400	1,310	2,717	/
要介護2	832		昼:700		2,792	
要介護3	913		夕:400		2,873	
要介護4	987		限度額650		2,947	
要介護5	1,062				3,022	

【第2段階】

	1日					
	サービス利用料金 (1割負担の場合)	サービス利用料金 (2割負担の場合)	食事代 (1日の限度額)	居住費 (1日の限度額)	計 (3食)	計(3食) 2割負担の場合
要介護1	757	/	朝:400	820	1,967	/
要介護2	832		昼:700		2,042	
要介護3	913		夕:400		2,123	
要介護4	987		限度額390		2,197	
要介護5	1,062				2,272	

＜加算利用料＞ ※該当するもののみ

※自己負担2割の場合は約2倍の金額

	1日(円)	備考
●サービス提供体制加算Ⅰ(イ)	20	常勤換算で介護福祉士の割合が介護職員の60%以上の場合
●サービス提供体制加算Ⅰ(ロ)	13	常勤換算で介護福祉士の割合が介護職員の50%以上の場合
●看護体制加算Ⅰ	5	常勤の看護師を1名以上配置している場合
●看護体制加算Ⅱ	9	常勤の看護師を基準以上数配置しており、医療機関等との24時間連絡体制を確保している場合
●機能訓練体制加算	14	日常生活を営むのに必要な機能の改善・減退防止の訓練を実施した場合
●夜勤職員配置加算Ⅱ	20	夜勤職員が配置加算より1人以上上回る場合
●若年性認知症利用者受入加算	134	若年性認知症利用者に対しサービス提供を行った場合
●認知症行動・心理症状緊急対応加算	222	医師が利用を適当と判断した場合7日間を限度に算定
●療養食加算	7(1食)	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
●在宅中重度者受入加算	459	在宅で利用していた訪問看護事業所による健康上の管理を受けられる体制を確保した場合
●緊急短期入所受入加算	100	介護を行う者が居宅で介護出来ない利用者を受け入れた場合(加算の算定は7日間または、14日間を限度とする)
●介護職員処遇改善加算	算定単位数の8.3%に相当する単位数	
●送迎加算	片道205円 ※送迎実施区域外は自費加算をいただきます	

◎その他自己負担…理美容代、医療物品代、医療機関受診代、電話代 等